

【別添4-2】
事務連絡
平成29年3月15日

各都道府県国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護室長
消防庁国民保護運用室長

全国一斉情報伝達訓練の再訓練の結果を踏まえた全国瞬時警報システム
に係る不具合の再発防止対策の徹底について

平成29年2月21日（火）に実施した全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）の全国一斉情報伝達訓練の再訓練では、自動起動機の設定誤りや、故障等の理由による不具合が市区町村の一部において確認されました。

今回発生した不具合の原因（別添参照）には、「全国一斉情報伝達訓練の結果を踏まえた全国瞬時警報システムに係る不具合の再発防止対策の徹底について」（平成28年12月26日付け事務連絡。以下「平成28年12月事務連絡」という。）でお知らせした留意事項の不徹底によるものも含まれております。つきましては、別添及び平成28年12月事務連絡の内容を再度御確認いただき、同様の不具合の再発防止を徹底されますようお願いいたします。

貴都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

<連絡先>

消防庁国民保護・防災部防災課
国民保護室・国民保護運用室
池町係長、山崎事務官、山田事務官
電話：03-5253-7551
e-mail: j-alert@ml.soumu.go.jp

平成 28 年度全国一斉情報伝達訓練の再訓練で発生した不具合の原因

1 設定ミス

- ・登録制メールの事業者で職員が誤ったパスワードで利用申請していたため、パスワードが合致せず、配信ができなかった。
- ・自動起動機の設定で、どれか一つを設定する項目に、重複して設定していたため、正常に配信できなかった。

2 機器の不備

- ・自動起動機の故障
- ・登録制メール配信システム関連機器のプログラムに誤り

平成 年 月 日 時 分

弾道ミサイル緊急連絡

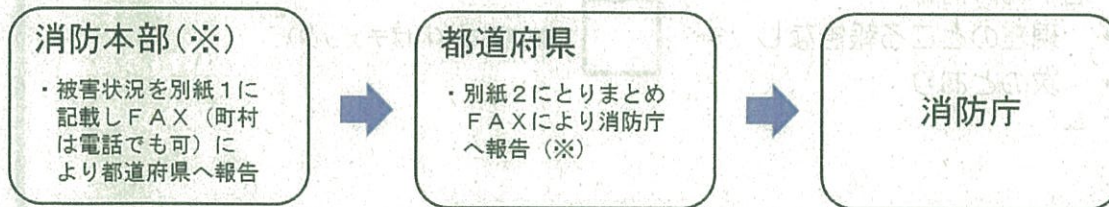
こちらは消防庁緊急事態調整本部です。
先ほど、北朝鮮より弾道ミサイルが発射されました。

消防庁では、飛翔経路と推定される都道府県に対して、被害状況及びJアラートの作動状況を確認していますので、確認事項（別紙1、別紙3）について市区町村・消防機関へのFAX等により情報を収集し、とりまとめ用紙（別紙2、別紙4）を、1時間以内に、消防庁へ報告をお願いします。

【注意事項】

- 1 全ての市区町村で速やかに作業が開始されるよう必要な対応をとってください。
- 2 「被害状況」については、被害を覚知し次第、速やかに電話で速報してください。

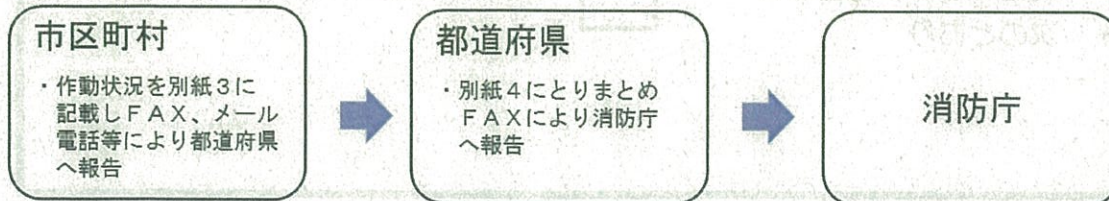
【被害状況】



※非常備町村は町村

※被害があった場合は別紙1も添付

【Jアラート作動状況】



連絡先 消防庁緊急事態調整本部

T E L:03-5253-7510

03-5253-7777

F A X:03-5253-7553

都道府県あて

被害状況確認用紙

別紙 1

消防本部・非常備町村は、太枠内に記入した後、都道府県へFAX送付

消防本部名 〔非常備町村の 町村名〕		担当者 (連絡先)	
--------------------------	--	--------------	--

時 分 現在

1 本日、北朝鮮から発射されたミサイルに関して、
被害の情報や落下物の情報はありますか？

- 被害の状況
- ・ 現在のところ報告なし → (被害がなければチェック)
 - ・ 次のとおり →

- 落下物の情報
- ・ 現在のところ報告なし → (被害がなければチェック)
 - ・ 次のとおり →

2 その他、特異な情報はありますか？

- その他特異な情報
- ・ 現在のところ報告なし → (被害がなければチェック)
 - ・ 次のとおり →

※ 今後、被害等の情報を入手した場合には、速やかに都道府県に報告してください。
よろしく申し上げます。

被害状況とりまとめ用紙

別紙2

報告日時	平成 年 月 日 時 分現在
都道府県	
報告者名	
連絡先	

No	消防本部等名	被害		落下物		備考 (被害や落下物の情報があれば、詳細を記入して下さい。)
		有	無	有	無	
(例)	〇〇市消防本部		○	○		●●時●●分、●●市の市営野球グラウンドに5cm×10cmの金属片が落下
1	函館市消防本部					
2	長万部町消防本部					
3	森町消防本部					
4	八雲町消防本部					
5	南渡島消防事務組合消防本部					
6	檜山広域行政組合消防本部					
7	渡島西部広域事務組合消防本部					
8	室蘭市消防本部					
9	苫小牧市消防本部					
10	登別市消防本部					
11	日高東部消防組合消防本部					
12	日高中部消防組合消防本部					
13	西胆振消防組合消防本部					
14	胆振東部消防組合消防本部					
15	白老町消防本部					
16	日高西部消防組合消防本部					
17	札幌市消防局					
18	小樽市消防本部					
19	千歳市消防本部					
20	滝川地区広域消防事務組合消防本部					
21	岩見沢地区消防事務組合消防本部					
22	夕張市消防本部					
23	美唄市消防本部					
24	歌志内市消防本部					
25	砂川地区広域消防組合消防本部					
26	江別市消防本部					

Jアラート作動状況確認用紙

市区町村は**太枠内**の情報を、都道府県へFAX、メール、電話等により連絡

市町区村		市区町村担当者 (電話番号)	
------	--	-------------------	--

時	分	現在
---	---	----

1. 状況確認

※問いについては回答欄の右に記載されている選択肢の数字を記入してください。

- (1) Jアラートにより発信された「ミサイル情報」が、住民に対して防災行政無線、ケーブルテレビ、コミュニティFM、登録制メール等の手段（いずれか一つが確認できれば「1」で回答）により伝達されましたか。

回答

- | |
|--|
| 1 自動起動や手動操作により速やかに放送等がなされた
2 住民への伝達がなされなかった |
|--|

- (2) ミサイル関連情報について、政府から緊急速報メールが送付されましたが、このメールを受信しましたか。担当職員等のいずれかの公用又は個人携帯電話（docomo、ソフトバンク、auのいずれか）で確認してください。

回答

- | |
|---------------------|
| 1 受信した
2 受信しなかった |
|---------------------|

2. 上記1(1)において情報伝達がされなかった場合には、直ちに不具合を改善してください。

Jアラート作動状況とりまとめ用紙

別紙4

報告日時	平成 年 月 日 時 分現在
都道府県	北海道
報告者名	
連絡先	

北海道

No	市町村名	情報伝達	緊急速報メール	備考 Jアラートが住民に伝達されなかった (2の番号があった)市町村は、 担当者名と連絡ができる電話番号を記載
(例)	〇〇市	1	1	
1	北海道			
2	札幌市			
3	函館市			
4	小樽市			
5	旭川市			
6	室蘭市			
7	釧路市			
8	帯広市			
9	北見市			
10	夕張市			
11	岩見沢市			
12	網走市			
13	留萌市			
14	苫小牧市			
15	稚内市			
16	美唄市			
17	芦別市			
18	江別市			
19	赤平市			
20	紋別市			
21	士別市			
22	名寄市			
23	三笠市			
24	根室市			
25	千歳市			

Jアラート作動状況調査表(詳細)

【別添6】

都道府県

〇〇県

〇時〇分配信 情報の内容(〇〇〇〇)

団体コード	都道府県名	市区町村名	所属名	担当者名	連絡先	情報伝達手段											
						(1) 同行政系無線防災	(2) 左以外の無線屋外スピーカー	(3) 有線屋外スピーカー	(4) コミュニティFM	(5) C A T V 放送	(6) 音声告知端末	(7) 登録制メール	(8) 緊急(国から突施)速報メール	(9) 市内放送	(10) その他詳細		
記入例			〇〇課	〇〇	0000-00-0000	〇	自動×		自動〇	自動〇		自動△	回答不要	自動〇	自動起動	手動起動	手動確認
011002	01北海道	札幌市															
012025	01北海道	函館市															
012033	01北海道	小樽市															
012041	01北海道	旭川市															
012050	01北海道	室蘭市															
012068	01北海道	釧路市															
012076	01北海道	帯広市															
012084	01北海道	北見市															
012092	01北海道	夕張市															
012106	01北海道	岩見沢市															
012114	01北海道	網走市															
012122	01北海道	留萌市															
012131	01北海道	苫小牧市															
012149	01北海道	稚内市															
012157	01北海道	美幌市															
012165	01北海道	芦別市															
012173	01北海道	江別市															
012181	01北海道	赤平市															
012190	01北海道	紋別市															
012203	01北海道	士別市															
012211	01北海道	名寄市															
012220	01北海道	三笠市															
012238	01北海道	根室市															
012246	01北海道	十勝市															
012254	01北海道	滝川市															
012262	01北海道	砂川市															
012271	01北海道	歌志内市															
012289	01北海道	深川市															
012297	01北海道	富良野市															
012301	01北海道	登別市															
012319	01北海道	滝川市															
012335	01北海道	伊達市															
012343	01北海道	北広島市															
012351	01北海道	石狩市															
012360	01北海道	北江市															
013030	01北海道	当別町															
013048	01北海道	新穂津村															
013315	01北海道	松前町															

事 務 連 絡
平成 29 年 8 月 16 日

各都道府県防災・国民保護担当課 御中

消防庁国民保護室
消防庁国民保護運用室

全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達訓練の実施について

北朝鮮による弾道ミサイル発射に関しては、「北朝鮮による弾道ミサイル発射に関する対応について」（平成 29 年 8 月 16 日付け消防運第 51 号）でお伝えしたところですが、中国・四国地方の上空を弾道ミサイルが通過した際の情報伝達に万全を期すため、機器の点検等を目的とし、全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達訓練を下記のとおり実施しますので、ご対応をお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対し、この旨周知をお願いします。

記

1. 日時
平成 29 年 8 月 18 日（金）午前 11 時 00 分
2. 実施団体
中国・四国地方 9 県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）及び当該県内の全市町村
なお、上記以外の都道府県及び当該都道府県内の市区町村も受信確認を実施すること。
3. 訓練要領
別添参照

(連絡先)

担当：消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室、国民保護運用室

野口補佐、長崎係長、山田事務官、佐々木事務官、新堀事務官

電話：03-5253-7551 FAX：03-5253-7543

E-mail：j-alert@ml.soumu.go.jp

Jアラートの情報伝達訓練の実施要領

1 概要

Jアラートの自動起動等による情報伝達に万全を期すため、機器の点検等を目的とし、次の要領で情報伝達訓練を実施する。なお、中国・四国地方の上空を通過することが考えられることから、内閣官房から即時音声合成方式(※)により配信する情報は、当該地方の9県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)を対象地域とする。

(※) 事態に応じて作成した電文内容を送信し、受信機において音声を合成し、即座に同報無線から放送する仕組み。

現在、国民保護情報は、この方式で発信される。

2 訓練日時等

配信日時 : 平成29年8月18日(金) 午前11時00分
対象地域 : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、
香川県、愛媛県、高知県
緊急情報種別 : 国民保護情報/即時音声合成情報
情報種別 : 通常
配信文 : 「これは、Jアラートのテストです。
これで、テストを終了します。」

<参考>同報無線から放送される内容は以下のとおり。

- ① 上り4音チャイム
- ② 「これは、Jアラートのテストです。これで、テストを終了します。」

3 実施団体及び方法

対象地域9県及び当該県内の全市町村は、特段の事情がある場合を除き、実事案において自動起動する全ての情報伝達手段を実際に自動起動し、正常に情報伝達が行われることを確認する。

また、自動起動が不可能な情報伝達手段の場合は、特段の事情がある場合を除き、手動により起動し、正常に情報伝達が行われることを確認する。

なお、情報は全国に配信されるため、対象地域9県以外の都道府県及び当該都道府県内の市区町村は、受信確認を実施する。

4 事前準備

(1) 自動起動実施団体【対象地域9県及び当該県内の全市町村】

ア 訓練の事前準備として、別紙1「Jアラート受信機の設定確認手順」に沿って防災行政無線等が自動起動する設定となっているか確認すること。

イ 必要に応じて、住民に対し広報を行うこと。

(2) 受信確認実施団体【対象地域9県以外の都道府県及び当該都道府県内の全市区町村】

配信される情報は、情報種別が『通常』（実事案の場合と同様）となるため、動作ルールの起動条件の対象地域欄に「全国」、「●●県全域（対象地域9県のいずれか）」又は「●●県内の市町村（対象地域9県のいずれか）」が含まれている場合、情報受信時に外部インタフェースが起動することとなる。同報無線自動起動機や音声出力、メール送信等の外部インタフェースの動作を希望しない場合には、設定を確認し、必要に応じて、変更すること。

5 報告要領

対象地域9県は、別紙2「訓練結果調査票」に、県内市町村の自動起動等の状況についてとりまとめ、8月18日（金）13時まで【厳守】に電子メールにより報告すること。

なお、対象地域9県以外の都道府県は、都道府県及び管内市区町村において正常に受信確認ができなかった団体がある場合に限り、報告すること（様式等は任意）。

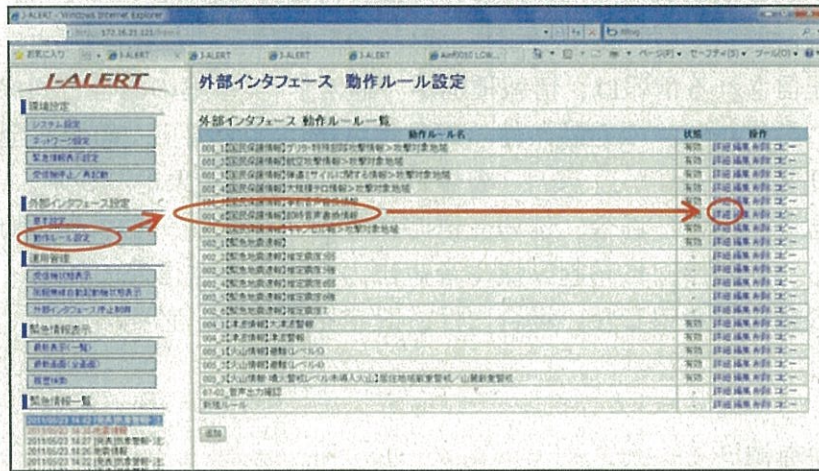
○ 報告先 宛 先：消防庁 Jアラート担当
アドレス：_j-alert@ml.soumu.go.jp

6 その他

- (1) 今回の訓練において国からの緊急速報メールの配信は行わない。
- (2) 必要に応じ、再訓練を行う可能性がある（実施する場合は別途連絡）。
- (3) 別紙2による集計結果は、団体名も含めて公表する可能性がある。

Ｊアラート受信機の設定確認手順

国民保護情報の“即時音声合成情報”の「通常」の動作ルールについて、「詳細」をクリックし、下記の設定例を参考に適切な設定となっているか確認する。（※記載しております動作ルール名は一例です。）



〈設定例〉

状態が“有効”であることを確認する。

設定内容が、「国民保護情報」「即時音声合成」「通常」であることを確認する。
また、受信対象地域は、受信対象とする市町村が選択されていることを確認する。

ここに表示されている動作が情報を受信して起動することになるため、この内容で良いか確認する。
左記例では、回転灯、音声出力、同報無線自動起動機が起動する。
特に、音声出力及び同報無線自動起動機の外部インタフェースを設定している場合は、下記を確認すること。

※ 音声出力の「音声データ選択」については、“999 即時音声合成”が選択されていること。

※ 同報無線自動起動機の「通報番号」については、“XX”が選択されていること。

訓練結果調査表

別紙2

平成29年8月18日(金)実施 全国同時警報システム(Jアラート)情報伝達訓練
消防庁提出締切: 8月18日(金)13時

団体コード	都道府県名	市区町村名	ふりがな小書	所属名	担当者名	連絡先	情報伝達手段														
							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)					
記入例				〇〇課	〇〇	0000-00-0000	導通確認	同行政系無線	左以外の無線屋	有線屋外スピーカー	コミュニティ	CATV放送	音声告知端末	登録制メール	緊急速報メール	市内放送	自動起動	手動起動	手動確認	エリアワンセグ	
312011	31鳥取県	鳥取市	とっとりし				〇	自動×				確認		自動△	使用不可	手動○					
312029	31鳥取県	米子市	よなごし																		
312037	31鳥取県	倉吉市	くらよし																		
312045	31鳥取県	境港市	さかいみなとし																		
313025	31鳥取県	岩美町	いわみちちよう																		
313254	31鳥取県	若桜町	わかさちちよう																		
313289	31鳥取県	智頭町	ちづちちよう																		
313297	31鳥取県	八頭町	やずちちよう																		
313645	31鳥取県	三朝町	みささちちよう																		
313700	31鳥取県	湯梨浜町	ゆりはまちちよう																		
313718	31鳥取県	琴浦町	ことらちちよう																		
313726	31鳥取県	北栄町	ほくえいちちよう																		
313840	31鳥取県	日吉津村	ひえつそん																		
313866	31鳥取県	大山町	たいせんちちよう																		
313891	31鳥取県	南部町	なんぶちちよう																		
313904	31鳥取県	伯耆町	ほうぎちちよう																		
314013	31鳥取県	日南町	ひなんちちよう																		
314021	31鳥取県	日野町	ひのちちよう																		
314030	31鳥取県	江府町	こうぶちちよう																		
322016	32鳥根県	松江市	まつえし																		
322024	32鳥根県	浜田市	はまたし																		
322032	32鳥根県	出雲市	いずもし																		
322041	32鳥根県	益田市	ますだし																		
322059	32鳥根県	大田市	おおだし																		
322067	32鳥根県	安来市	やすぎし																		
322075	32鳥根県	江津市	こうつし																		
322081	32鳥根県	雲南市	うんなんし																		
323438	32鳥根県	真出雲町	まいずもちちよう																		
323861	32鳥根県	飯南町	いひなんちちよう																		
324418	32鳥根県	川本町	かわもとまち																		
324485	32鳥根県	養父町	みさとちちよう																		
324483	32鳥根県	色南町	おおなんちちよう																		
325015	32鳥根県	津和野町	つわのちちよう																		
325058	32鳥根県	吉賀町	よしかちちよう																		
325252	32鳥根県	海士町	あまちちよう																		
325261	32鳥根県	西ノ島町	にしのみしまちちよう																		
325279	32鳥根県	知夫村	ちぶむら																		
325287	32鳥根県	隠岐の島町	おきのしまちちよう																		
331007	33岡山県	岡山市	おかやまし																		

訓練結果調査表

別紙2

平成29年8月18日(金)実施 全国瞬時警報システム(Jアラート)情報伝達訓練
 消防庁提出締切:8月18日(金)13時

団体コード	都道府県名	市区町村名	ふりがな小書	所属名	担当者名	連絡先	情報伝達手段														
							(1) 同報系防災無線	(2) 左以外の無線屋外スピーカー	(3) 有線屋外スピーカー	(4) コミュニティFM	(5) CATV放送	(6) 音声告知端末	(7) 登録制メール	(8) 緊急速報メール	(9) 庁内放送	(10) その他詳細 自動起動 手動起動		手動確認			
332020	33岡山県	倉敷市	くらしぎ																		
332038	33岡山県	漣山市	つやまし																		
332046	33岡山県	玉野市	たまのし																		
332054	33岡山県	笠岡市	かさおかし																		
332071	33岡山県	井原市	いはらし																		
332089	33岡山県	総社市	そうじやし																		
332097	33岡山県	高梁市	たかはし																		
332101	33岡山県	新見市	にいみし																		
332119	33岡山県	備前市	びぜんし																		
332127	33岡山県	瀬戸内市	せとうちし																		
332135	33岡山県	赤瀬市	あかいわし																		
332143	33岡山県	真庭市	まにわし																		
332151	33岡山県	美作市	みまさかし																		
332160	33岡山県	浅口市	あさくちし																		
332468	33岡山県	和気町	わけちよう																		
334235	33岡山県	早島町	はやしまちよう																		
334456	33岡山県	里庄町	さとしょうちよう																		
334618	33岡山県	矢掛町	やかけちよう																		
335800	33岡山県	新庄村	しんじょうせん																		
336068	33岡山県	鏡野町	かがみのちよう																		
336220	33岡山県	勝央町	しょうおうちよう																		
336238	33岡山県	奈義町	なぎちよう																		
336432	33岡山県	西粟倉村	にしあわくらせん																		
336637	33岡山県	久米南町	くめなんちよう																		
336661	33岡山県	美咲町	みさきちよう																		
336815	33岡山県	吉備中央町	きびちゆうおうちよう																		
341002	34広島県	広島市	ひろしまし																		
342025	34広島県	呉市	くれし																		
342033	34広島県	竹原市	たけはらし																		
342041	34広島県	三原市	みはらし																		
342050	34広島県	尾道市	おのみちし																		
342076	34広島県	福山市	ふくやまし																		
342084	34広島県	府中市	ふちゆうし																		
342092	34広島県	三次市	みよし																		
342106	34広島県	庄原市	しょうばらし																		
342114	34広島県	大竹市	おおたけし																		
342122	34広島県	東広島市	ひがしひろしまし																		
342131	34広島県	廿日市市	ほとかいちし																		
342149	34広島県	安芸高田市	あきたかたし																		
342157	34広島県	江田島市	えだしまし																		
343021	34広島県	府中町	ふちゆうちよう																		

試験結果調査表 (記入要領)

[記入要領]

1. 導通確認:受信機に訓練情報を受信できたかどうか、以下の要領で記入してください。

○: 受信できた

×: 受信できなかった

2. 情報伝達手段(複数回答可):実際に起動訓練を行ったものについて、以下の要領で記入してください。

自動○: 自動起動訓練を実施し、問題なく作動した

自動△: 自動起動訓練を実施し、作動したが、一部で不具合が見られた

自動×: 自動起動訓練を実施したが、全く作動しなかった

手動○: 手動起動訓練を実施し、問題なく作動した

手動△: 手動起動訓練を実施し、作動したが、一部で不具合が見られた

手動×: 手動起動訓練を実施したが、全く作動しなかった

確認: 起動方法の手順確認のみを行った

注1 情報伝達手段における(自動)と(手動)の定義

自動: Jアラートにより情報が受信機まで到達したのち、各地方公共団体又は放送局等の職員が一切の操作をすることなく、当該情報伝達手段が起動し、住民まで情報が伝達されるもの

手動: Jアラートにより情報が受信機まで到達したのち、各地方公共団体又は放送局等の職員が回らからの操作をすることにより、当該情報伝達手段を起動し、住民まで情報が伝達されるもの

確認: 起動方法の手順確認のみを行ったもの

注2 情報伝達手段の説明

(その手段を管轄区域の一部に限定して用いる場合や、テスト機による試験環境で用いた場合も、訓練したものととして記入してください。)

- (1) 同報系防災行政無線 同報系防災行政無線を使用して情報伝達する場合(個別受信機を含む)
- (2) 左以外の無線屋外スピーカ MCA無線など、同報系防災行政無線以外の無線設備を使用し、屋外に設置されたスピーカーを通じて住民に情報伝達する場合
- (3) 有線屋外スピーカ 有線設備を使用し、屋外に設置されたスピーカーを通じて住民に情報伝達する場合
- (4) コミュニティFM コミュニティ放送などのFM放送により情報伝達する場合(例:FMで放送される緊急情報を一般のラジオで受信する場合)
- (5) CATV放送 CATV(ケーブルテレビ)の放送により情報伝達する場合(例:CATVで放送される緊急情報を一般のテレビで受信する場合)
- (6) 音声告知端末 各家庭等に設置された音声告知端末を使用して情報伝達する場合。回線の種別(光ファイバー、CATV、オプティック通信、FM等)にかかわらず、自治体から自動又は手動により発信された緊急情報を受信すると機器が自動的に起動して音声放送や画面表示されるものは、この欄に記入してください。(例:IP告知端末、緊急起動装置付FM防災ラジオ等)
- (7) 登録制メール あらかじめ登録された住民に対して、携帯電話・パソコン等のアドレスあてメール送信する場合(例:〇〇市・安心安全メール)
- (8) 緊急速報メール(訓練使用不可) 携帯電話3社(NTTドコモ、au、ソフトバンク)による携帯電話向け緊急速報メール(例:NTTドコモ・エリアメール)
- (9) 庁内放送 庁内・館内放送等により施設職員及び利用者等へ情報伝達する場合(例:図書館の館内放送で、放送を行う場合)
- (10) その他 (1)~(9)に分類されない場合、自動起動するもの、手動起動するもの、手順確認のみを行うものをそれぞれを記入してください。

事務連絡

平成 29 年 8 月 16 日

各都道府県国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護・防災部

参事官

国民保護運用室長

北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う落下物への対応要領について

北朝鮮半島情勢の緊張が高まる中、新型中距離弾道ミサイル「火星12」によるグアム島周辺への包囲射撃計画が発表され、日本列島上空を通過することが宣言されております。

万一、弾道ミサイル発射に伴い一部の部品等が日本領土内に落下した場合、何らかの有毒物質が含まれている可能性があるため、下記のとおり、基本的な対応要領についてお知らせいたします。

なお、弾道ミサイル燃料には、通常、ジメチルヒドラジンが含まれていることも想定されることから、別添1のとおり、ジメチルヒドラジンの性状等につきましても併せてお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び消防機関に対しまして、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 落下物には有害な燃料が付着している場合も考えられるため、不用意に近づくことなく、必要な防護措置を講じて当面の対応を行うとともに、速やかに検知能力を有する関係機関に通報し、毒性の有無の確認を要請する。
- 2 毒性がないと確認できた場合は通常の消防活動を実施する。
- 3 毒性が認められた場合は、引き続き、防護措置を講じた上で安全確保に留意しつつ対応可能な消防活動を実施する。
- 4 落下地域周辺に人家がある場合には、防災行政無線等により速やかに住民に情報提供するとともに落下物に近づかないよう呼びかけるなどの措置を講じる。

周囲の状況や検知結果などから、毒性が強いと判断される場合は、防護措置ゾーン外への退避又は屋内退避など必要な措置を講じる。なお、防護措置ゾーンについては、当初漏洩物が大量であることを想定し設定するとともに、じ後、ガス検知等の結果に基づき区域を縮小する。なお、ジメチルヒドラジンへの防護活動等については、別添2「ジメチルヒドラジンに対する初期離隔及び防護活動について」を参考とし、物質が特定できない場合については「平成28年度消防・救助活動の高度化検討会報告書」を参考とし活動する。

- 5 消防活動に際しては、関係機関との連携を十分図れるよう相互の連絡先、連携要領及び支援の要請手順等について事前に調整を実施しておく。

問合せ先

【BC 災害消防活動関係】

参事官付 布川 松浦

TEL: 03-5253-7507 FAX: 03-5253-7576

【国民保護関係】

防災課国民保護運用室 細美 久保田

TEL: 03-5253-7551 FAX: 03-5253-7543

「ジメチルヒドラジン」の性状・対応等について1 性状

(1) 物理的特性

- ・比重 0.8 引火点 -15°C 発火温度 249°C 爆発限界 2~95% 水溶性
- ・特徴的な臭気ある無色で発煙性の吸湿性液体。空気に曝露すると黄色になる。

(2) 物理的・化学的な危険性

- ・蒸気は空気より重く、地面又は床に沿って移動することあり。遠距離引火の可能性あり。
- ・空気に触れると自然発火することがある。
- ・燃焼すると有毒な窒素酸化物、アンモニア等を生成する。
- ・プラスチックを侵す。

(3) 健康に関する危険性

- ・蒸気の吸入により、灼熱感、呼吸困難、吐き気、胃痙攣、嘔吐、息切れの症状を示すことがある。心不全、呼吸不全、肝臓壊死、肺水腫を生じることもある。
- ・経皮吸収により、皮膚熱傷、皮膚の痛み、目の痛み・かすみ・発赤・重度の熱傷・視力喪失の症状を示すことがある。
- ・経口摂取により、体内に吸収され、のどの痛み、胃痙攣、嘔吐、意識喪失の症状を示すことがある。

2 対応上の留意点

(1) 全般

- ・消防機関等の検知器等で、ジメチルヒドラジンの存在が否定されるまでの間は、ジメチルヒドラジンが存在するものとして対応する。
- ・十分な装備がない者は、可能な限り早期に防護措置ゾーン外に退避（避難）する。（別添2「ジメチルヒドラジンに対する初期離隔及び防護活動について」参照）

(2) 必要な装備

- ・空気呼吸器及び化学防護服を着装し、防火衣を重ね着する。
- ・陽圧式防護服は、耐熱性が低いとともに、陽圧のため、防火衣の重ね着が不可能なため、使用は困難である。
- ・（化学防護服とは別の）一部メーカーの簡易型防護服はヒドラジンに対応可能である。

(3) 火災への対応

- ・引火点が低いため、警戒区域内で裸火、火花等を発生させない。
- ・水噴霧放水（又は耐アルコール性泡消火薬剤の放水）を行う。
- ・消火の効果が無いおそれのある場合（消防力に比して火勢が極めて優勢な場合など）は、散水（蒸気濃度を低下させる効果がある。）を行う。
- ・出来るだけ離れた風上の位置から消火活動を行う（燃焼しているヒドラジンが大量の場合は、かなりの輻射熱となる。
- ・低地に留まらない。

(4) 飛散（火災がない場合）

- ・飛散物に触れたり、その中を歩いたりしない。
- ・可能であれば、乾燥した土・砂や不燃材料で吸収させて密閉式の容器に移す。おがくずやその他の可燃性吸収物質に吸収させてはならない。
- ・飛散物を集めるときに工具等を使用する場合は、きれいな耐電防止工具を用いる。
- ・可能であれば、飛散物の流失を防止するせきを作製する。
- ・可能であれば、蒸気濃度を低下させるため、散水を行う。

(5) 除染

- ・汚染された衣服や靴を脱がせ、暴露した皮膚や眼を流水で 20 分以上洗浄する。
- ・暴露した皮膚を石けんと水で洗浄する。この場合には、除染シャワーやポンプ自動車等の水を活用する。
- ・汚染された衣服は、（火災の危険があるため）十分な水ですすぎ洗いする。

(6) 応急処置

- ・医師に速やかに連絡する。
- ・二次曝露を防止するため、毒性物質による傷病者の処置は、十分な装備の消防隊員等が行うか、傷病者の十分な除染後に行う。
- ・傷病者を危険のない新鮮な空気のところへ移し、安静を保つ。
- ・物質への曝露（吸入、摂取、皮膚接触）の影響が遅れて現れることがある。

る。

注 ロケット燃料としては、「ヒドラジン」、「ジメチルヒドラジン」の両方が利用されている。両物質を比較して、より危険性の高いジメチルヒドラジンの性状・対応等について記した。ヒドラジンの基本的な対応は、ジメチルヒドラジンと同様の対応で可能である。

（参考文献）

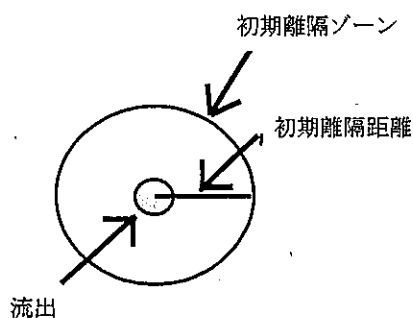
- ・国際化学物質安全性カード（国連の WHO（世界保健計画）、UNEP（国連環境計画）、ILO（国際労働機関）が共同で進めている IPCS（国際化学物質安全性計画）により作成されている化学物質の情報の国際的標準）
- ・平成 28 年度消防・救助技術の高度化等検討会報告書（平成 29 年 3 月消防庁 国民保護・防災部参事官付）

ジメチルヒドラジンに対する初期離隔及び防護活動について

《参考》平成 28 年度消防・救助技術の高度化等検討会報告書（平成 29 年 3 月消防庁
国民保護・防災部参事官付）
資料 2「緊急時応急措置指針 2016 (2016Emergency Response Guidebook)」

1. 初期退避

まずは、初期離隔ゾーンを設定し、全ての人をゾーン外へ退避させる。初期離隔ゾーンは、危険物質の漏洩箇所の中心からの同心円で設定される。同心円の半径（初期離隔距離）については、下表を参照。なお、この区域内でも、風下側では危険性がより高い。



2. 防護活動

次に、防護措置ゾーン（防止対策ゾーン）を設定し、このゾーン外への退避又は屋内退避を行う。防護措置ゾーンは、危険物質の流出箇所の風下側の一定の距離の区域で設定される。この距離については、下表を参照。

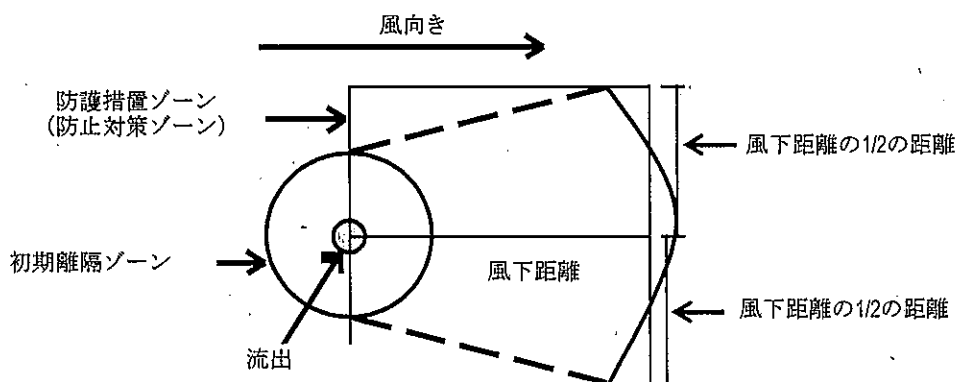


表 初期離隔・防護距離(ジメチルヒドラジンの場合)

大量流出の場合		
初期離隔距離	防護活動の風下距離	
	日中	夜間
100 m	1.1 km	2.2 km

事 務 連 絡
平成 29 年 8 月 16 日

関係県消防主管課 御中
(兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、
山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び福岡県)

消防庁国民保護・防災部防災課
広域応援室

北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う消防の広域応援に係る対応について

北朝鮮による弾道ミサイル発射については、不測の事態に備え、消防機関においても国民の安心・安全の確保に万全を期すことが求められています。

そこで、北朝鮮の表明した方向にミサイルが飛翔した場合に J アラートが送信される鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下、「中国・四国 9 県」という。）におかれましては、万が一、弾道ミサイルの一部が落下した際、「北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う落下物への対応要領について」（平成 29 年 8 月 16 日付け事務連絡）（以下、「対応要領」という。）を参考の上、想定される事態を勘案し、県内応援隊の編成等について、関係消防本部とご確認をお願いします。

また、緊急消防援助隊が要請された場合に備え、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において、中国・四国 9 県に対する第一次出動県となっている貴県におかれましては、上記と同様に、対応要領を参考の上、想定される事態を勘案し、各県大隊の編成等について、関係消防本部とご確認をお願いします。

【連絡先】

消防庁広域応援室

担当：明田・望月

電話：03-5253-7527

FAX：03-5253-7537

自衛隊の対応について
(PAC-3部隊の展開状況)



消防国第 69 号
消防運第 48 号
平成 29 年 7 月 28 日

各都道府県防災・国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護室長
消防庁国民保護運用室長
(公 印 省 略)

全国瞬時警報システムの新型受信機導入の推進について

平素より全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）の運用及び整備に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

Jアラートの新型受信機の導入については「全国瞬時警報システムの新型受信機導入及び情報伝達手段の多重化の推進について（平成 29 年 4 月 3 日付け消防国第 26 号・消防運第 16 号・消防情第 112 号）」によりお願いしているところです。

近年、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」や「平成 28 年熊本地震」などの大規模な自然災害が頻発していることや、北朝鮮によるミサイル発射など我が国を取り巻く環境は非常に厳しい状況等から、情報伝達に要する処理時間の大幅な短縮や、特別警報等の伝達情報の充実が可能となる新型受信機の導入が重要な課題となっています。

つきましては、貴職におかれましては、下記の事項にご留意の上、Jアラートの新型受信機の導入が期限内に着実に推進されるよう、市区町村等へのご助言等に取り組んでいただきますとともに、貴都道府県内の市区町村及び消防本部に対し、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

(1) 事業内容等

都道府県、市区町村及びJアラート受信機を設置している消防本部（以下、「地方公共団体等」という。）におかれましては、平成 30 年度末までに、情報伝達手段の自動起動に要する時間の短縮等が可能となる新型受信機に移行されますようお願いいたします。

(2) 移行スケジュール

地方公共団体等におかれては、平成 30 年度末までに新型受信機を導入いただき、平成 31 年度には新型受信機のみにより情報伝達を行うスケジュールを想定しています。

(3) 地方財政措置

現行受信機から新型受信機への移行に要する経費については、緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象（事業期間は平成30年度まで）として
います。

（Jアラート受信機について）

担 当：消防庁国民保護運用室 長崎、山田、佐々木、新堀
T E L：03-5253-7551 MAIL：j-alert@ml.soumu.go.jp

（緊急防災・減災事業債について）

担 当：消防庁国民保護室 長崎、川上(進)
T E L：03-5253-7550 MAIL：k.nagasaki@soumu.go.jp
s3.kawakami@soumu.go.jp

● 新型受信機の導入

○ 新型受信機導入による処理時間の大幅な短縮

大地震発生時など、処理すべきデータ量が膨大な場合には、受信機の情報処理に時間を要する恐れがあるが、新型受信機への切り替えにより、受信から自動起動までの処理時間の大幅な短縮が可能になる。

○ 気象等の特別警報等に係る伝達情報の充実

新型受信機への切り替えにより情報処理能力が向上することから、音声出力機能において、気象庁が配信する特別警報を従来より細分化して出力することが可能になる。また、警報・注意報についても、種別を自動で認識し警報・注意報名を読み上げることが可能となる。

< 導入の効果 >

処理時間の短縮	【現行】情報処理に時間を要する恐れあり	→	【新型】処理時間が1～2秒以内に短縮
伝達情報の充実	【現行】特別警報は「大雨」「その他」の2区分	→	【新型】「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「大雪」「暴風雪」の6区分

Jアラートにおける情報処理の流れ

